

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

4 労災・職業病をめぐる闘争

労災職業病防止中央討論集会

一九八二年一二月一六、一七の両日、東京総評会館において総評・日本労働者安全センター主催の「労災職業病防止中央討論集会」がひらかれた。この集会は、各単産・県評の担当者や職業病被害者の会の代表が全国規模で集まり、労災職業病防止にむけ経験を交流していこうとするもので、三年ぶりの開会、一二〇人の参加で活発な討論がおこなわれた。基調報告では、減量経営、合理化、技術革新の名のもとに労働者の削減と労働強化がなされ、労働環境・生活環境が悪化したこと、そのなかで「安全管理」に名をかりた資本の労務管理攻撃が強まっていることが力説された。基調報告をうけて、全港湾、日本化学のクロム被害者の会、愛知県労働安全衛生センター、京都総評、全造船日本鋼管分会、非鉄金属労連、全国じん肺患者同盟などの代表者が、それぞれのとりくみ状況を報告、各分野のたたかいをどう高めていくかで討論した(『月刊いのち』八三年二月号、三月号)。

はり灸制限撤回要求行動

一九八二年七月、労働省ははり灸治療を制限し、一律に一年以内で打ち切るよう通達した。一年以内で「病症は固定し、治療を継続しても効果は期待できない」というのがその理由である。総評は、これを「『行革』路線＝福祉切り捨てという政治反動の一環としての労災職業病被災者への本格的な攻撃」ととらえ、労働省交渉や労働四団体選出の労災保険審議会労働側委員と労働大臣との交渉の場で撤回を要求した。労働大臣は慎重に対処すると発言した。ところが八三年二月、東京労働基準局が全国に先がけて職業病患者の補償打ち切りを強行、一八日から四日間で二四人の患者がはり灸治療を打ち切られた。はり灸治療者は全国で二〇〇〇人(東京四〇〇人)といわれ、こうした打ち切りがさらに広がることが予想され、打ち切りで解雇される危険性も高い。総評と東京地評は打ち切り処分撤回を求め、三月一〇日に抗議集会と労働省交渉にとりくんだ(『労働ニュース』八三年三月五日号)。

全港湾のEDB闘争

一九八一年、カリフォルニアで地中海ミバエが発生し、日本は同地産の青果物を輸入禁止にしたが、八二年九月、地中海ミバエ発生の下火化を理由に輸入の再開を認めた。そのときの条件は、EDB(エチレン・ディプロイド)によるくんじょうの義務づけであった。EDBは中枢神経に障害をあたえるだけでなく、きわめて強力な発ガン物質であり、生殖障害をもたらすことが報告されている。

アメリカ西海岸港湾労働者を組織しているILWUが荷役を拒否してたたかっていることを知った全港湾は、港湾関係の組合からなる全国港湾のなかでこの問題にとりくんだ。全国港湾は東京、横浜、神戸でEDBでくんじょう処理されたカリフォルニア産果実の荷役を拒否してたたかい、一〇月二

一日には全国港湾、日本港運協会(港運業者の全国組織)、港湾防災協会、日本青果物輸入運営協議会の四者で以下三点を内容とする協定を結んだ。(1)作業前にガス検知をおこない、〇・一三PM以下で作業する、(2)入港五日前までの事前連絡、(3)作業者はマスク、ゴム手袋を着用し、原則として交代制とする。同時に全国港湾は、日本港湾協会と危険物対策会議を中央、地方に設置することを確認した。

さらに、国会での追及の結果、政府にこの問題で労働、厚生、農林水産、運輸、外務の五省で連絡をとりあい対策に当たると約束させるなど、一定の対応策をとらせることに成功した(『月刊いのち』八三年三月号)。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
